

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

丸二製材株式会社

平成20年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 丸二製材株式会社の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

I. 丸二製材株式会社の概要

1. 申請者名称 丸二製材株式会社 代表取締役 川内 隆治
(所在地) 広島市安佐北区安佐町小河内 2844-1
2. 認定事業体 丸二製材株式会社
3. 事業内容 内外建築材・製材加工・販売、各種瓦販売・施工

(認定対象業種) 木材加工・販売

4. 沿革・概要

丸二製材株式会社は、昭和 38 年の創業より、広島市北部地域の大工・工務店を得意先とした製材・木材販売業を営んできた事業体である。

その後、住宅の多様化に伴い、各種建築材や瓦の販売・施工も手がけ、現在に至っている。

国産材の仕入れ先は地元広島県内で、太田川流域 SGEC ネットワークとの関わりは深く、SGEC 認定事業体である広島林産中市協同組合は主要な仕入れ先である。また、同じく認定事業体である(株)池芳工務店は得意先である。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地域の木材加工・販売店として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。

【沿革】

昭和	38年12月	(有)丸二木材店設立	
	40年7月	丸二製材株式会社設立	資本金600万円
	48年4月	本社を安佐町小河内626番地へ新設移転	
	57年4月	瓦事業部を設立	
平成	5年5月	増資600万円	
	17年5月	本社を安佐町小河内2844-1番地へ移転	

【年間木材製品取扱量】

平成17年度	626.666m ³	
平成18年度	817.347m ³	
平成19年度	548.584m ³	(内原木消費量：150m ³)

【従業員数】

4名

5. 分別・表示管理体制

丸二製材株式会社には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の天然乾燥・保管用の保管場所と、在庫製品用倉庫が設置されており、既往の原木および製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する分別・表示責任者、各工程の担当者を設置し、管理体制を確立する」こと、「伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行う」こと、「認証林産物の普及・PRに努める。」ことを定めている。

さらに、「認証林産物の生産・加工・管理計画書」及び「認証林産物の分別・表示管理の体制」を定め、加工・流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ 丸二製材株式会社の沿革・概要
- ・ S G E C 森林認証事業体組織図(丸二製材)
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 丸二製材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、水野邦彦の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年5月19日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月6日／書類確認及び現地確認

(場 所)

丸二製材株式会社事務所及び工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕
同 専門審査員 水野邦彦

(出席者)

丸二製材株式会社 代表取締役 川内隆治
太田川流域 SGEC ネットワーク代表 安田 孝

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 丸二製材株式会社において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況等を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

7月1日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸(書類審査)
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司(書類審査)

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 丸二製材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、丸二製材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の 安定性	1-1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 ある。	丸二製材株式会社は、昭和 38 年の創業より、地域の大工・工務店を対象として、製材業を営んできた事業体である。その後、住宅の多様化に対応しながら、各種建築材や瓦の販売・施工も手がけ、現在に至っている。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同社は、地域の大工・工務店を得意先とした製材・木材販売業を営んできた事業体であり、年間、約 600 m ³ 程度の木材製品を出荷している。 事業目的および内容は適合している。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	国産材の仕入れ先は地元広島県内で、太田川流域 SGEC ネットワークとの関わりは深い。SGEC 認定事業体である広島林産中市協同組合は主要な仕入れ先であり、また、同じく認定事業体である(株)池芳工務店は得意先である。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、地域の木材加工・販売店として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。	妥当
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、発注、受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう各段階を想定した「認証林産物の生産・加工・管理計画」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	丸二製材株式会社には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の天然乾燥・保管用の保管場所と、在庫製品用倉庫が設置されており、既往の原木および製品は、用途別に分別管理されている。同社「認証林産物の分別・表示管理方針」によって、分別可能である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	<p>認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する分別・表示責任者、各工程の担当者を設置し、管理体制を確立すること、「伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行う」こと、「認証林産物の普及・PRに努める」ことを定めている。</p> <p>さらに、「認証林産物の生産・加工・管理計画書」及び「認証林産物の分別・表示管理の体制」を定め、加工・流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。</p>	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	<p>同社「認証林産物の分別・表示管理方針」により、全体を統括する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「分別・表示責任者」を設置しており、「認証林産物管理責任者」が内部監査（検査）を行い、検査日時・加工担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。</p>	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	<p>担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員に対しても、既存のミーティング時などに、安全作業、SGEC森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るものとしている。</p>	向上目標

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	<p>現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。</p> <p>認定後は、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。</p>	向上 目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	<p>「認証材取扱台帳」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通情報交換・開示に備えることとしている。</p>	妥当

IV. 添付資料

- ・ 丸二製材株式会社の沿革・概要
- ・ S G E C 森林認証事業体組織図(丸二製材)
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理の体制